

私幼第 28186 号
平成 29 年 2 月 21 日

全日私幼連
都道府県団体長 様
都道府県団体事務局 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 香川 敬

組織改革検討会・答申について

日頃から、本連合会の諸活動に対し、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「全日私幼連では、当面する喫緊の課題及び中長期の課題に迅速・的確に対応するため、昨年 6 月に組織改革検討会を設置し、鋭意検討を進めてきましたが、このたび会長に対し答申がなされました。

すでに本年 1 月に開催いたしました全日私幼連 団体長会・理事会合同会議において報告がなされていますが、あらためてご連絡いたします。（なお、当会議に報告されたものから若干の文言が変更されています）

全日私幼連としては、この答申を受けた具体的な取組みについて、執行部において検討し、必要な協議を重ねながら、できるものから取り組んでいく所存ですので今後ともよろしく願います。

以 上

組織改革検討会 答申

平成 29 年 1 月 31 日
組 織 改 革 検 討 会

全日本私立幼稚園連合会

はじめに

全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という）では、当面する喫緊の課題及び中長期の課題に迅速・的確に対応するため、平成28年6月10日付けで組織改革検討会を立ち上げ、4回にわたり会議を開催し、3つの諮問事項を中心に精力的に審議を行った。

今般、これまでの審議の成果を取りまとめ、答申として全日私幼連会長に提出するものである。

全日私幼連においては、この答申を踏まえ組織運営の改革を進め、幼児教育の振興に一層寄与することを期待する。

組織改革検討会開催日

- 第1回 平成28年9月5日東京・私学会館
- 第2回 平成28年10月6日東京・私学会館
- 第3回 平成28年11月22日東京・私学会館
- 第4回 平成29年1月17日東京・私学会館

I 組織の意義

具体的な課題の検討に先立ち、各加盟園が私学として、建学の精神に基づき、幼児教育の振興に一層貢献をしていくべきであるという観点から、全日私幼連の組織の意義・重要性につき、あらためて会員間において共通理解をしておくべき事項を以下のとおり整理した。

1 全日私幼連加盟の意義と運営目標

全日私幼連加盟の意義について以下のとおり整理し、これを最大限発揮することを当面の組織運営の目標に置くこととする。

- 1 我が国の幼児教育振興について教育の現場から提言ができる組織として広く認知された唯一の団体として、その推進役を担う
- 2 私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園に対する公的助成拡充の強力な推進役を担う
- 3 (公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し、加盟園の教育内容等の充実に向け各般の事業を展開する

2 全日私幼連の活動実績

全日私幼連は、これまでも様々な運営形態の園を含めながら、ほとんどの幼稚園及び幼稚園由来の認定こども園が加盟し、一致団結した活動を行ってきた。この組織があったからこそ、これまで次のような実績を上げることができたことを再確認するべきである。

- ・(公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(以下「研究機構」という)を設立し、免許状更新講習の実施、質の向上等幼児教育に関する調査研究を行う体制を整備した
- ・新制度発足後も私学助成を受ける幼稚園として存続する道が残された
- ・新制度発足後の認定こども園にも名称独占としての幼稚園の名称を存続できた
- ・新制度制定時に株式会社の幼稚園教育への参入を阻止できた
- ・幼児教育無償化に向けての政府の方針を大きく前進させた(更に要望中)
- ・今後の幼児教育の振興政策推進の基本となる幼児教育振興法案を国会に上程させることができた(今期通常国会での制定に向け要請中)。これにより、全日私幼連が研究機構と連携しつつ、同法施行後の国の政策に大きく関与することが可能となる
- ・研究機構と連携し、OECD/JAPAN セミナーや国際シンポジウムへの協力等幼児教育における国際交流の推進に貢献した
- ・全日本私立幼稚園 PTA 連合会と密接に連携することにより、上記の幼児教育無償化の推進や幼児教育振興法案の国会上程に結び付けることができた
- ・団体保険として有利な JK 保険の契約を実現し、運用している

3 組織としての総合力の向上

一つの全国組織として運営していくことが、国に対する交渉力を生む。

子ども子育て新制度の発足により、加盟園は、財政運営上は、従来の私学助成を受けて運営する園と新制度の適用を受けて運営する認定こども園等の園に分かれることとなったが、上記の組織の意義を十分に発揮し、成果を上げていくためには、引き続き両制度の適用を受けるほとんどの園が加盟し、一致団結して行動することが極めて重要である。

その上で幼稚園（幼稚園由来の認定こども園を含む。以下、同じ）としての課題、私学助成制度及び新制度の各制度ごとの課題にそれぞれ積極的に取り組んでいくことを基本とする。

Ⅱ 諮問事項

① 全日私幼連の常置委員会のあり方

1 委員会活動の活性化

(1) 基本的な考え方

- ・委員会活動は組織の存在意義に関わる重要性を持つものである。
- ・各加盟園にまで成果が届く委員会活動が必要である。
- ・各地区の課題や意見が反映される委員会活動が必要である。
- ・委員会活動は参加した会員の資質向上につながり、各園、各都道府県団体・地区等の活性化、ひいては幼児教育の振興につながることを再確認することが必要である。

(2) 具体的な課題と方策

委員会活動を活性化していくため、各委員会においては、次の課題の解決に向けて具体的な努力を行う必要がある。(ここでは、方策としていくつかの例を示しているが、各委員会において創意工夫を行い、具体的な取組みを行うことが重要である)

- ・委員会から発信する成果物や提案の充実
(方策例) 成果物を見据えた課題設定、会議の運営
テレビ会議・web 会議の活用による審議の充実を試行
- ・活動成果の各加盟園への周知徹底
(方策例) 議事録・中間報告の作成(加盟園への伝達を意識した作成)
各委員による地区の会議等での伝達の徹底
各地区での加盟園への情報伝達方法の確認と改善
全日私幼連のホームページ(以下、HP)の一層の活用
- ・各地区の課題や意見等の吸上げ
(方策例) 各委員による各地区の会議等での吸上げ
- ・異なる制度(私学助成制度、新制度)を踏まえた課題設定
(方策例) 幼稚園全体のテーマ、私学助成制度・新制度それぞれの固有のテーマへの適切な目配り

※「委員会運営の手引き」の作成

これらの課題を解決していくため、各委員会に共通する運営の手引きを作成し、これに則った委員会運営が行われることが望まれる。そのため、この「委員会運営の手引き」の内容や活用方法を検討する検討会組織を設置することが望まれる。

2 委員会委員の選任

(1) 任期の運用

委員会活動の活性化を図るため、また、委員会活動を通じて次世代を担う人材を育成する意味からも、できるだけ幅広い会員が委員活動を経験するこ

とが望ましく、再任回数の上限を定めるなど、適切にメンバーが更新されていくしくみ作りが必要である。

(2) 適切な人選

各地区・都道府県団体においては、上記の委員会活動への参加の意義を十分に踏まえた委員の人選を行うよう配慮することが望まれる。

3 委員会の所掌事務等

(1) 委員会の編成等

委員会の編成等については、各委員会・特別委員会の設置の意義と諸状況の変化を踏まえ、コスト面も考慮して柔軟に対応することが必要である。(当面、平成29年度は、現行通りとすることが望ましい)

(2) 委員会間で共通する課題、重複する課題の取扱い

委員会間で共通する課題、重複する課題については、関係委員会間で十分調整することが必要である。

② こどもがまんなかPROJECTのあり方

(1) 事業の継続

現状では、この PROJECT が社会に十分に浸透しているとは言い難い状況にあるが、待機児童問題のみが社会的課題として大きく取り上げられているなどの現状を考慮すれば PROJECT の活動を広げていくことには重要な意味があること、絵本ガイドブックの作製等の事業成果を生んでいること、サポート企業の広がりが見られること等を勘案し、事業は継続することが適当である。

(2) 推進体制

推進体制の整備充実が必要である。

(3) 各地区・都道府県団体での取組みの推進

各地区・都道府県団体によって取組みに差があることから、地区等での取組み事例の共有等により、各地区・都道府県団体での取組みを推進することが必要である。

③ その他

1 全日私幼連の活動の各加盟園への浸透

(1) 全日私幼連の活動の各加盟園への浸透の必要性

個々の加盟園にとっては全日私幼連の活動が見えにくいという指摘があり、加盟の意義も含め、活動内容・成果を各加盟園に浸透させていくことが重要な課題となっている。

(2) 全日私幼連からの情報提供の充実

このため、HPその他のメディアの活用により、全日私幼連の情報提供機能を充実することが必要である。

(3) 各地区・都道府県団体での取組みの充実

全日私幼連の活動状況や成果物を個々の加盟園に伝えるには各地区・都道府県団体の役割が大きいことから、各地区・都道府県団体においては、会議や各種情報メディアを通じた加盟園への伝達を一層図る必要がある。

その場合、各地区・都道府県団体での加盟園への情報伝達方法を再確認し、必要な改善を図ることが望まれる。

2 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との連携

(1) 基本的な考え方

研究機構と全日私幼連の役割分担と連携の考え方については、研究機構が幼児教育に関する研究・開発・普及を担い、全日私幼連がその制度化や支援策等につき国等への提言や働きかけを行うことが基本となる。

現在、教育要領の改訂、幼児教育振興法（以下「振興法」という）の施行という幼児教育の節目の時期に当たっており、研究機構と全日私幼連の連携が一層重要となっている。

(2) 具体的な課題と方策

研究機構と全日私幼連の連携の下、次の課題に積極的に取り組むことが必要である

- ・改訂後の教育要領に基づく各園の教育課程作成への支援
- ・これまで研究機構において培ってきた知見を生かし、振興法施行後の国等の政策に対し、意見を反映（国の基本方針策定、評価制度の確立、地方自治体の取組み等各局面において重要となる）
- ・国際交流を通じた海外動向の把握
- ・研究機構、全日私幼連を通じた質の高い効果的な研修体制の整備

（方策例）各研修事業の計画段階における調整

HPや動画等のメディアの活用（HPでの動画による研修内容の提供等）

組織改革検討会について

1 設置の経緯

私立幼稚園は変化の時を迎えています。子ども・子育て支援新制度、幼児教育振興法の制定と、いまだ数多くの課題が山積している状況にあります。幼児教育の中心を担う私立幼稚園としては、子どもの最善の利益を実現し、教育・保育に対する社会・地域及び保護者のニーズに積極的に応え、その役割を果たしていかなければなりません。

そこで、全日本私立幼稚園連合会では、当面する喫緊の課題並びに中長期の課題に迅速・的確に対応するため、全日私幼連の総力を挙げて、平成 28 年 6 月 10 日付けで組織改革検討会を立ち上げ、本年度中に結論を得ることとします。

2 検討会の主な所掌

- (1) 全日私幼連・会長の諮問に応じて、①全日私幼連・常置委員会のあり方②こどもが まんなかPROJECTのあり方③その他、全日私幼連・組織に関する重要事項を調査審議し、全日私幼連・会長に答申する。

3 構成

- (1) 委員は、全日私幼連・各地区会からそれぞれ 1 名選出する。
※全日私幼連理事・評議員の中から選出すること。
- (2) 任期は平成 29 年 3 月末日とする。
- (3) 正副委員長は、地区会から選出された委員から会長が指名する。
- (4) 検討会は、正副会長・総務・政策・経営研究委員長が陪席することができる。

■組織改革検討会 構成員

会 長	香川 敬
副会長	北條 泰雅
副会長	澤田 豊
副会長	村山 十五
副会長	小澤 俊通
副会長	田中 雅道
副会長	園尾 憲一
総務委員長	田中 辰実
政策委員長	坪井 久也
経営研究委員長	尾上 正史
委員長	藤本 明弘（近畿地区）
副委員長	水谷 豊三（大阪地区）
委 員	近藤 宏（北海道地区）
委 員	佐藤 宏郎（東北地区）
委 員	石嶋 勇（関東地区）
委 員	内野 光裕（東京地区）
委 員	安西 透（神奈川地区）
委 員	上田 雅裕（東海・北陸地区）
委 員	岡本 壯二（中国地区）
委 員	森本 嘉一（四国地区）
委 員	森迫 建博（九州地区）